

IPOの活性化等に向けた上場制度の見直しに係る有価証券上場規程等の一部改正について

平成26年3月24日
株式会社東京証券取引所

I 改正趣旨

当取引所は、有価証券上場規程等の一部改正を行い、本年3月31日から施行します。

今回の改正は、起業や新規ビジネスの創出を促すためのリスクマネーの供給の促進策について議論された、金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」において、昨年12月に取りまとめられました報告書の内容を踏まえ、当取引所におけるIPO活性化策として、新規上場時の株主数基準の引下げを行うものです。

II 改正概要

1. 新規上場時の株主数基準の引下げ	(備考) ・有価証券上場規程第212条等
・マザーズ、JASDAQスタンダード及びJASDAQグロースの新規上場時の株主数基準は200人以上となる見込みがあれば足りるものとします。	
2. その他	
・その他所要の改正を行います。	

III 施行日

本年3月31日から施行します。

なお、本年2月5日公表の制度要綱において、本年3月を目途に実施する予定としておりました「議決権種類株式に係る上場審査の観点の明確化」(上場審査ガイドラインの改正)の改正内容・施行日は、本年4月以降にお知らせいたします。

以上